

亀山市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第18号

亀山市消防団条例の一部を改正する条例

亀山市消防団条例（平成17年亀山市条例第148号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(欠格事項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 〔(2) 及び (3) 略〕	(欠格事項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 〔(2) 及び (3) 略〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。